

J-VERの地球温暖化対策推進法

温室効果ガス算定・報告・公表制度への活用について

提案・要望の要旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）に基づく特別排出者の温室効果ガスの排出量にオフセット・クレジット（J-VER）も活用できるように制度を改正すること。

【提案・要望の具体的内容】

オフセット・クレジット（J-VER）を活用し、都会から山村地域に資金を呼び込み森林整備を進める森林の循環システム構築を進める必要がある。

そのため、温対法に基づく特別排出者の温室効果ガスの排出量に京都クレジットのみではなく、J-VERも活用できるようにすること。

【提案・要望の理由】

- ・ 本県では、平成20年11月に国のオフセット・クレジット（J-VER）制度が創設されたことから、その制度を活用し、今後5年間、木質バイオマスによるカーボン・オフセットクレジットを生み出すことにしている。
- ・ しかしながら、温対法に基づく特別排出者の温室効果ガスの排出量に活用できる排出削減量は、京都クレジットのみとなっており、J-VERが認められていない。
- ・ そのため、国内の排出量削減を確実に進めるため、企業のJ-VER取得のインセンティブとなるように、J-VERを活用できるように制度を改正すること。